

岩木川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、降雨量
- ・ 十三湖は海跡湖で、下流部一帯は河床勾配が緩く低地となっている

(流域の自然環境)

- ・ 源流は世界自然遺産の白神山地、原生のブナ林が世界最大級の規模で分布
- ・ 源流にはイワナ等が生息し、上流にはアユの産卵場
- ・ 下流部には広大なヨシ原が広がり、日本有数のオオセツカの繁殖地
- ・ 汽水湖の十三湖はヤマトシジミ等が生息・生育

(岩木川の歴史)

- ・ 鎌倉時代、^{とさみなと}十三湊は、港町として栄えた
- ・ 藩政時代、十三港から岩木川を輸送路とする舟運が行われていた

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 岩木川本川、平川、浅瀬石川の3川が合流し、洪水の流出が重なり中流部に集中する
- ・ 3川合流直後の区間では河床勾配が緩くなり低水路が著しく蛇行し、幅の広い高水敷が形成され、洪水時には自然遊水する状況にある
- ・ 中下流は氾濫すると拡散型の氾濫形態となり甚大な洪水被害を発生

- ・十三湖の河口部は河口閉塞が原因となった洪水被害を繰り返してきた
- ・大正7年から直轄事業として着手
- ・十三湖の水戸口閉塞対策として導流堤を昭和21年に完成させ、その後、十三湖囲繞堤及び築堤等を実施
- ・昭和20年に日本初の多目的ダムである沖浦ダムが完成
- ・昭和35年に目屋ダムが完成、昭和41年に一級河川指定を受け、工事実施基本計画を策定
- ・昭和33年8月、昭和44年8月等の洪水に鑑み、昭和48年に現行の工事実施基本計画に改定
- ・昭和50年8月、昭和52年8月には戦後最大の洪水が発生し甚大な被害を受け、支川において激甚災害対策特別緊急事業、本川では段階的な施工計画を緊急的に策定し事業を実施
- ・昭和63年に浅瀬石川ダムが完成

(河川水の利用)

- ・古くから農業用水、水力発電、都市用水として利用されている
- ・農業用水として約43,000haの農地のかんがいに利用されている

(水質)

- ・上流から下流の水質は、現在、ほぼ環境基準値相当で推移

(河川の利用)

- ・河口部は釣りやシジミ採り、下流部はNPO法人が主体となっている学習会のフィールド
- ・中上流部はスポーツやレクリエーション、自然体験学習として利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む

- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるように維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア．災害の発生の防止又は軽減

（流域全体の河川整備の方針）

- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 中流部の自然堤防の区間の広い高水敷にあたる区域については、土地利用状況も踏まえ、地域住民等との連携、調整を図りつつ、河道の遊水機能の維持を図りながら、治水安全度を効率的に確保する

（河川管理施設の管理、ソフト対策等）

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 地震防災を図るため堤防の耐震対策を講ずる
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の確立等の被害軽減方策
- ・ 本支川、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持）

- ・ 都市用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持のため、水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・ 渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・ 人々と岩木川との関わりを考慮し、良好な河川景観の保全と多様な動植物が生息、生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐ
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・ 多様な生物が生息する汽水環境の保全

- ・絶滅が危惧されるオオセッカ等の繁殖地となっている湿潤なヨシ原の保全
- ・天然のアユ等の魚類の遡上環境の確保や産卵床、生息環境の保全
- ・外来種の拡大を防ぐため、河川内の改変に伴う裸地化を防止

(良好な景観の維持・形成)

- ・岩木山などと調和した河川景観の維持・創出

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・岩木川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、環境学習の場の整備保全

(水質)

- ・現状の水質の改善を図るため、関連事業や関係機関及び地域住民と連携して水質を改善

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

(上中下流毎の方針)

- ・上流部ではアユの産卵場の保全に努め、市街地の区間ではレクリエーション空間等を整備
- ・中流部では環境学習の場等の整備保全を図る
- ・下流部では汽水環境や湿地環境の保全に努めるとともに、鳥類の貴重な繁殖場等となっているヨシ原や水辺環境の保全・形成に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

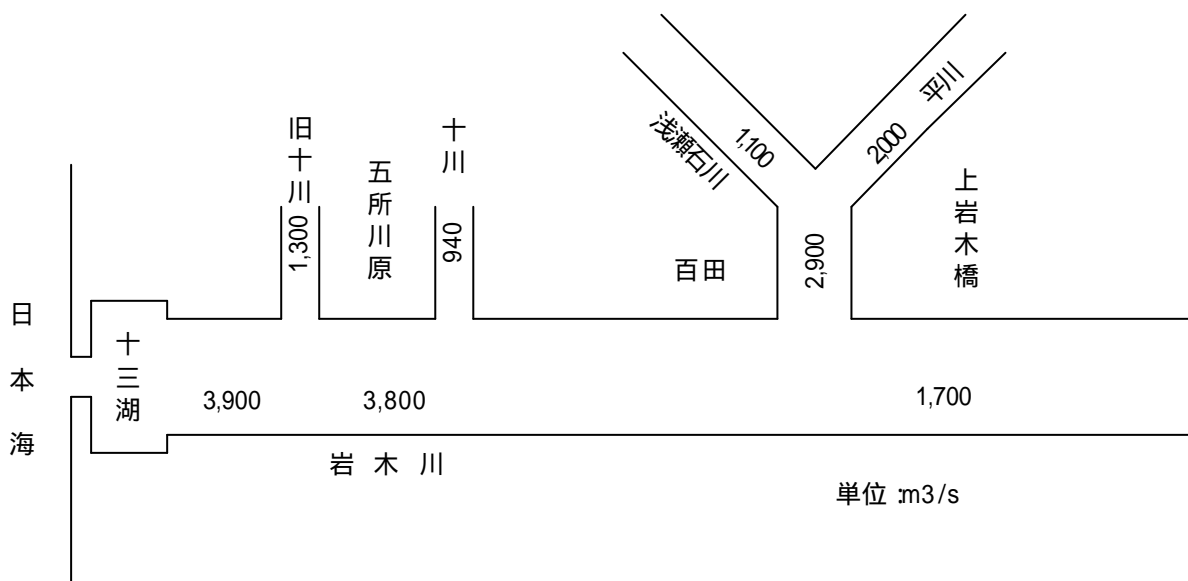
基本高水のピーク流量等一覧表 (m³/s)

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
岩木川	五所川原	5,500	1,700	3,800

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

岩木川計画高水流量図

(単位：m³/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	十三湖流入地点 又は合流点から の距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
岩木川	上岩木橋	57.3	44.70	150
	五所川原	26.9	10.31	350
	若 宮	0.0	2.69	650
平川	百 田	岩木川合流点から 2.7	21.94	250
浅瀬石川	朝 日 橋	平川合流点から 1.8	23.07	150

注) T . P . 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・五所川原地点：おおむね $19 \text{ m}^3/\text{s}$